

図表18 年収400万円世帯の公租公課、学校教育費、補助学習費と残りの生活費

		賃金収入	児童手当							生活保護基準による「残計」該当分
				直接税	社会保険料	勤労必要費用				
							学校教育費	補助学習費		
									残計	生活扶助費+住宅扶助費
公立小学生2人	大都市部	400	24	21.0	56.9	27.3	21.2	9.0	289	318
	地方小都市部	400	24	21.0	56.9	24.9	21.2	9.0	291	262
公立小学生と公立中学生	大都市部	400	24	20.5	60.3	27.3	27.6	20.0	268	324
	地方小都市部	400	24	20.5	60.3	24.9	27.6	20.0	271	267
公立中学生と公立高校生	大都市部	400	12	15.3	60.3	27.3	40.5	23.4	245	317
	地方小都市部	400	12	15.3	60.3	24.9	40.5	23.4	248	260
公立中学生と私立高校生	大都市部	400	12	15.3	60.3	27.3	85.0	25.0	199	317
	地方小都市部	400	12	15.3	60.3	24.9	85.0	25.0	202	260

(万円) (万円)

*. 学校教育費(給食費を含む)と補助学習費は、文科省「子どもの学習費調査」2014年度の年収400万未満世帯平均値片働きを想定し、社会保険料、直接税は2014年9月の数字による。実際の収入と標準報酬月額とのズレは考慮にいていない
 勤労必要費用は生活保護制度の要否判定に用いられる「勤労に伴う必要経費として定める額」を計上
 家族構成は、小学生2人がいる世帯で39歳、37歳、11歳、8歳、小中学生がいる世帯で42歳、39歳、14歳、11歳、中高生がいる世帯で46歳、44歳、17歳、14歳を想定
 児童手当、扶養控除は2014年度で計算。
 生活扶助費と住宅扶助費は2015年度基準で計算。
 児童養育加算、期末一時扶助を含み、冬季加算は除外した。
 大都市部は生活保護制度における1級地-1・住宅扶助額69800円、地方小都市部は2級地-2・住宅扶助額4万円を想定。